



令和7年
10/20月

**自民党
県議団**

を代表して

代表質問

を行いました

question
01

県民の価値観と知事の思う三重の姿について

まず価値観という言葉の意味ですが、何に価値を認めるかという考え方で、物事を評価・判断する際の基準であります。又価値観の定義としては、個人や社会が重要だと考える信念や原則を指し、私たちの思考や行動を導く指針となるものとあります。更に価値観の重要性・形成・他者との関係については日々の決断や目標設定に影響を与え自分の価値観を理解することで自己実現への道筋となる、生活経験や教育、文化的背景によって形成され、また道徳観や倫理観も影響する。人それぞれ異なり、完全に一致することはまれであるが、互いの価値観を認め合うことで円満な関係を築けるとあります。昨今の国内及び世界情勢、異常なまでの環境状況の変化、自然との共生、教育の在り方や文化継承等々、果たして県民の価値観に対してきちんと答

えられる三重県を指しているのか?疑問点が多々出てまいりました。当たり前かもしれませんが、今の行政はいろいろな施策・事業を推進する・させることが大前提であります。ことによっては現状維持や後退とは言いませんが昔の方がよかったのでは、と思うことも正直あります。令和7年度の県政レポートの中に、県民の皆さんの生活の満足度についての1万人アンケートの調査結果があります。内容としましては、全体の満足度としては10点満点中、最も新しい令和6年度末の調査では5.96であり前年度より0.05ポイント上昇しております。分野別では14項目のうち、満足している層の多いのが、身のまわりの自然環境で34.8%、次いで健康状態で27.9%、医療サービスが23.9%、満足していない層が多いのが移動手段・交通の利便さが50.1%と最も多く、次いであなた自身の給料や報酬・賃金

これが41.2%、三番目が家計と資産で37.1%でした。確かに他の項目も含めて1万人アンケートの結果を見ても、これらの内容を踏まえて、又時代や世の中の流れをみて政策・施策、事業を進めていただいていることも理解できますが、全てがそうではないという事実もあります。又先に述べたような問題から少数派かも知れませんが、今の県政の進め方に反対の方々もおられるのでは?と思います。具体的に申しますと、これは私が地域や様々なところをまわって聞く声なのですが、これ以上医療介護分野を除く、技術革新や発展を希望するよりも、豊かな自然や環境を維持した方がいいというお考えの方の声が多く、要は今県がよかれと思ってやっていることもそれぞれの人の価値観で評価が全然違うということです。これら県民の皆さんの価値観の違いを受け、知事として今後どのような三重県を目指すのか? ▶▶▶ 答弁者 知事



question
02

文化振興について



1 人と社会と文化の関係について

文化は人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであり、豊かな人間性を涵養するうえで重要なこと、また正義感や公平さを重んじる心や、他人を思いやる心などは文化を大切にす環境の中で養われます。今後は更に時代が進み、社会の変容も著しく人は様々な新しいことに挑戦していかなければいけません。こうした中で、文化は人々の創造力の源泉であり、他者に関する心を通じて、他人を尊敬し、考えを異にする人々と共に生きる資質を育むものなど、大変重要なものであります。要は文化は人間らしく生きるために必要不可欠なものであるということ、また昨今都市化や過疎化、少子化高齢化が同時に進行する中で、都市部では人の孤立感や疎外感が高まり、一方地方では人口流出等により、連帯意識が薄れるとともに、都市部の文化の影響をうけ地域の個性が失われつつあります。人々が心のよりどころを失い、人と人との触れ合いが希薄となる中で、文化は人と人をつなぎ、相互に理解し、尊重しあう土壌を提供するものであり、人間が協同し、共存する基盤となります。これは我々もよく感じるところであり、地域の祭りや行事、文化活動等がこれにあたり、コロナ以降その開催中止や催事自体無くなってしまうものも多々あります。又郷土への愛着ということもその地域の文化が衰退することで薄れていっているような気がします。このようなことから社会において文化が果たす役割について、県はどのように考えているのか?

2 地域経済と文化の関係性について

文化の在り方は、人の生き方や暮らし方、生活様式に大きな関わりのある地域の経済活動に多大な影響を与えます。同時に今日の社会においては文化そのものが地域の経済活動になっております。例えばですが、民間ではじめて鈴鹿の元気花火がまさにそれであり、約10万人の来場者があり、よく1万人で1億円の経済効果と言われますが、単純に10億円の経済効果ということになります。又文化の持つ創造性は地域経済の発展に欠かせませんし、製品におけるデザインなど様々な産業において、文化は高い付加価値を生み出す源泉となっております。更には映像・音楽産業や余暇関連産業など文化に関連する産業は今後さらに成長が期待され、文化への投資は投資額の2倍以上の生産誘発効果があるとの調査結果もでており、文化が新たな需要を喚起し知識集約型産業として多くの雇用の創出にも寄与するといわれております。そこでお聞きいたしますが、地域経済の振興に向け、文化と産業の連携をどのように考えているのか?



3 文化の発展を支える人材の確保と育成について

優れた文化を創造していくためには、その担い手に優秀な人材を得ることが不可欠であり、創造性豊かな芸術家や文化の作り手と受け手をつなぐ人材の育成など、文化を支える多様な人材の確保と育成が必要です。そのためには育成のための環境整備や文化施設や文化団体において魅力的な活動を効果的におこなえるよう、その管理運営に当たるアートマネージャー等が必要だと考えますし、博物館や美術館などで資料の収集、保管等を行う専門職員である学芸員、ボランティア等の確保や育成、又研修等も必要だと思います。文化の担い手や文化活動を支える人材の育成と確保に向け、どのように取り組んでいるのか? ▶▶▶ 答弁者 環境生活部長



4 文化と教育について

一番大切なことは、文化を大切にす心育てるということで、そのためには我が国の歴史、伝統や世界の多様な文化を尊重する教育を充実させることだと思います。将来の文化を担う子供たちの豊かな感性を育て、我が国の文化の支えとなる自然、歴史、伝統や社会のルール、道徳心、生活規律などの規範意識を身につけさせるとともに、世界の多様な文化を理解し、尊重していく態度を養うことについて、学校教育の場でどのように取り組まれているのか? ▶▶▶ 答弁者 教育長



5 文化振興と世界平和について

世界の多様な文化を尊重する教育についてお聞きしましたが、グローバル化の中で他国との文化交流は個々の考え方や価値観の違いから危険視される一方で、各民族、各国が互いの文化を尊重しあえば世界平和の礎になるといわれております。私もその通りだと思いますが、このことについて、知事のお考えをお聞きしたいと思います。 ▶▶▶ 答弁者 知事



question
03

県内企業における日本語教育支援について

昨今、人口減や少子高齢化等の影響からどの業界においても労働力が不足している状況で、今後外国人労働者は必要不可欠な存在となります。そのような中、国では令和6年6月21日出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。それにより技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人口不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されます。この制度の導入により、外国人労働者は今後更に増加傾向になること

が想定されます。制度のメリット、デメリットもいろいろ考えられますが、今回はその中でも特に外国人材の日本語教育支援が企業の新たな義務となり、そのことが企業の負担につながるのではというところを取り上げたいと思います。例えばこの日本語教育において、学習環境の整備としては日本語教師の確保、教室やオンライン環境の整備、教材や学習ツールの提供が、又学習時間の確保として、週2~3回の授業時間設定や業務時間内での学習機会の提供、更には定期的な習熟度確認のためのテストの実施や運営体制の構築として専任担当者の設置やサポート体制の整備等が考えられます。これらのことは特に中小企業にとってはその経営にも直結

する大きな問題にもなります。現にこれは鈴鹿市内企業においてですが、外国人を雇用する企業に対してのアンケートで、日本語能力が課題と答えたのが81.1%、日本語教育が必要としたのが84.9%。しかしながら日本語教育を実施しているかという問いに対してはしているが15.1%で、していない理由のほとんどがコストがかかるためという結果でした。ちなみにここで公的支援が必要と答えられた企業が約53%であります。このように外国人労働者の確保と定着を促進するためには日本語教育が必要だとわかっていてもできないという企業が多く存在します。そこでお聞きいたしますが、企業における日本語学習に関する支援が積極的に行えるよう、企業が直接的に活用できる補助制度等創設していただくことは可能でしょうか? ▶▶▶ 答弁者 雇用経済部長



地域活動

議会外でも
日々活動中!!



介護福祉・農政について議長に要望



鈴鹿市県要望に同行



ミジュマル公園開園式に参加



question
04

難病と小児慢性特定疾病について

今現在、全国の難病患者数は約105万人であり、そのうちの約60%の63万人が20歳から69歳までの就労世代の方であります。また小児慢性特定疾病の患者数は約13万人でこちらは160人に1人という状況であります。最初に少しこれら支援に関しての経緯について話をさせていただきます。ご承知のように病気には様々なものがあります。原因がおおよそわかっており、いろいろな治療法や薬が開発されて1週間から2週間で完治するという病気もあります。しかし一方で原因がわからない、症例が少ないなどのために治療法が確立していない難病や、幼少期から長期にわたり治療が必要な慢性疾病があります。これらは治療が長引き完治しにくいことから、肉体的、心理的負担に加えて、医療費や介護費等の大きな経済負担を患者や家族がかかえることになります。こうした難病やこどもの慢性疾病について、国が指定する病気を持つ患者に対して、国地方公共団体によって医療費の助成がおこなわれてきましたが、難病については法律に基づく制度としては確立されておらず、こどもの慢性疾病についても医療費助成について安定的な財源の仕組みとなっていないままでした。そこで、難病や小児慢性特定疾患に関する調査研究の推進や療養環境の整備、患児の自立支援等の推進と共に医療費助成制度の整備をはかるため、難病患者に対する医療等に関する法律と児童福祉法の一部を改正する法律が平成27年に施工され、難病と小児慢性特定疾病の医療費助成が新たな制度に変わりました。新たな医療費助成制度では、安定的な制度とするために指定難病や小児慢性特定疾病の患者さんへの医療費助成に要する費用の2分の1を国が負担する(消費税から充当)ことが法律で定められました。又医療費助成の対象となる病気が拡大され、令和3年には指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は788疾病に、本年令和7年5月には指定難病対象が更に拡大され348疾病となりました。更に患者の自己負担の割合や負担の上限額についても指定難病の場合、医療費の自己負担の割合は従来からの3割から2割に引き下げられ、自己負担の上限は、従来は外来と入院の違いや重症度、患者の所得等によって分けられていましたが、現在は外来と入院の区別をなくし、世帯の所得に応じて自己負担額の上限が決定されます。小児慢性特定疾病においても同様ですが、自己負担上限額については、他の制度との公平性の観点から、障がい者の自立支援医療を参考に定められており、指定難病で定められた額の2分の1となっております。これらの経緯を見てもと年々その医療費助成の対象拡大や自己負担の割合等徐々に進展、改正はされているようにも思えます。しかしながらその中でもまだまだ支援が必要な部分、改正はしてはいけいない部分も多々あり、そのことについて今回は3点ほどお聞きしたいと思います。

▶▶▶ 答弁者 医療保険部長



1 移行期医療支援の問題について

とりわけ小児慢性特定疾病の子どもたちにおいては、幼少期から長期間にわたり小児科に通院している場合があり、成人期の医療機関への移行が必ずしも円滑におこなわれていない、そのため成人期に発症する生活習慣病等小児科では対応できない病気の発見や治療が困難になるという問題、また小児慢性特定疾病の医療費助成の対象年齢は基本的には18歳までであり、引き続き治療が必要と認められた場合でも20歳まで、その後の医療費負担をどうするのか?別の形で助成のみならず給付という形や、民間の保険等も考えられるが全てが適用対象にはならない、このあたりの不具合を県としてどのように捉えているのか?支援等方策はあるのか?

2 患者と共に生きる家族・ケアラー支援について

難病・希少疾病と共に生きる人のケアは、特にその発症が小児期以前であるほど、親・保護者が中心となっておこなっているのが現状であります。親・保護者にとっては、子どもが難病・希少疾病と共に生きる際、通常の子育てに加えて発症不明な未知な病気と向き合い、生命の維持から進学や就労といった人生設計、長期の療養の医療的・経済的課題等、多くの問題、悩み、不安をかかえながら生活をおくっています。心身の成長・発達と、そして症状の効果的な管理によっては自立した生活を送ることも期待できるため、親・保護者は長きにわたり、子のステージに応じた様々な課題に直面します。このようなことから家族・ケアラー等の身体的、精神的負担はその責任の重さとともに相当なものであると思います。家族・ケアラー等のこれら負担軽減のための支援策について県の考え方・取り組みをお聞かせいたします。

3 患者の社会参加と就労支援について

このことに関しては、難病・希少疾病と共に生きる子供たちの多様な学びの環境整備いわゆる教育の在り方も含まれると思いますが、今回は教育課程を終えた患者の社会参加としての就労の場ということでお伺いしたいと思います。就労は経済的自立を獲得するだけでなく、自尊心を高める上でも重要な活動であります。制度の一例としては障がい者総合支援法における障害福祉サービス、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等における就労支援事業があります。又障がい者雇用促進法に基づく障がい者雇用率制度により、企業には身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合を法定雇用率以上にする義務が定められておりますが、現状では難病・希少疾病と共に生きる人はこの枠組みに入っておらずなかなか就労に結びつかないケースが多くみられます。そこでこの患者の社会参加と就労支援、県としてどのような取り組みをされているのか?

question
05

小児医療体制の整備について

全国的に小児の救急医療体制の整備は進展しているといわれておりますが、依然、医師不足や地域間格差など解決しなければいけない問題も多々あります。特に夜間・休日における専門的な診療体制の確保は喫緊の課題であり、今現在も各地域で独自の工夫を重ねながら、子どもの健康と家族の安心を守るための取り組みがなされております。総務省消防庁の令和5年救急救命の現況では、救急搬送される小児数(新生児除く)は大人の約8.4%の48万人であり、軽症77%、中等症は22%、重症は1.4%となっており、とりわけ子どもの特性にあわせた。又小児は疾患の進行が早く、特有の身体的・心理的ケアが求められることから、小児専門の知識を備えた救急医療体制が必要とされています。現状の小児救急医療体制についてはご承知のように、症状の重症度や緊急度に応じて3段階の体制で対応されております。まず初期小児救急として、地域の診療所や夜間急病

センターが比較的軽症な患児の診療を担当しており、発熱、腹痛、軽度の外傷などの日常的な救急患児に対して翌日までの応急的な診療を提供します。次に小児地域医療センターでは入院治療を必要とする患児に対応し、地域の中核的な病院が担当、24時間体制で小児科医が常駐して、主に肺炎、喘息発作、中等度の脱水など、短期な入院加療が必要な患児の治療にあたります。そして小児中核病院では、生命の危機に関わる重傷患児に対する高度専門医療を提供しており、小児救命救急センターや大学病院などが担当し、重症感染症、重篤な外傷、心疾患など高度な専門医療を必要とする患児の診療を行うほか、特殊な医療機器や小児集中治療室での管理が必要な患児にも対応します。このように重症度に応じた段階的な医療提供体制を確立することが小児医療全体の底上げ、支援、整備につながるといわれております。しかしながら現状は先にも述べましたが、医師不足や地域間格差、又それに伴う医師の労働時間問題やスタッフの確保等、課題、問題も多く地域によっては医療機関が連携して輪番制を採用して限られた医療資源の中でギリギリの状

態でサービスを提供しているところも多々あります。また、一方で県内の病院小児科はこれまでも病院経営上、お荷物とみなされ小児科の閉鎖状況が常態化、県内診療科目別一般病院数小児科は1989年の51施設をピークに2022年は41施設と19.6%の減少また同診療科目別一般診療所数小児科は1993年の449施設をピークに2020年は255施設と43.2%減少しました。小児医療は採算性に乏しいうえに、対象人口の急速な縮小、小児疾病構造の変化等で存在自体が危ぶまれている状況であります。ちなみに県内の医療圏域別小児医療の医師数の状況を見てみますと、実人数としては人口10万人あたりですが、最も多い順から津園域が29.1人、次いで三酒園域で13.5人、伊勢志摩12.6、桑員12.2、松阪9.6、伊賀9.3、鈴鹿7、東紀州6.4となっております。このようなことから、全てのステージに応じた小児医療提供体制を整備することが若い世代の方々が安心して子育てができる、また子供自体の健康維持や生命の安全の確保につながる喫緊の課題であると考えますが、県の第8次医療計画においてどのような取り組みをしていくのか? ▶▶▶ 答弁者 医療保険部長

question
06

避難所の整備について



知事、執行部答弁内容につきましては三重県議会10月20日の中継録画からアクセスできますので宜しくお願いいたします。



三重県議会中継

検索

QRコードからも
アクセス可能!!

地域活動



鈴鹿市戦没者追悼式に参列



稲生虫送り行事に参加



神戸石取まつりに参加



三重県戦没者追悼式に参列



教育警察常任委員会県内視察で津市及び大台町に



天名夏祭りにて



平野地区にて県政報告



北一色夏まつりにて



議長祝賀会にて仲間と共に



国府台夏まつりにて



教育警察常任委員会県外視察で広島・大阪に



鈴鹿げんき花火に参加



顧問をさせていただいている邦楽西尾会発表会に参加

